

令和6年第2回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和6年6月17日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定について

議案第 6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 武田 真 君
委員 是枝 貴裕 君
伊藤 俊喜 君
鈴木 伸之 君
水島 美喜子 君
沢田 広志 君

副委員長 高田 浩子 君
委員 石田 健太 君
山下 克己 君
中道 博武 君
小黒 弘 君
辻 勲 君
(議長 多比良 和伸)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 飯澤 明彦
砂川市教育委員会教育長 高橋 豊
砂川市監査委員 中村 一久

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 井上 守
総務部 部長 板垣 喬博
兼 会計管理 安原 雄二
総務部 審議 岩間 賢一郎
総務課 長

D	X	推	進	課	長	渡	部	秀	樹
市	長	公	室	課	長	小	島	武	史
政	策	調	整	課	長	三	橋	真	樹
会		計		課	長	安	武		学
市	民		部		長	堀	田	一	茂
市	民	生	活	課	長	伊	藤	修	一
税	務		課		長	齊	藤	史	憲
保	健	福	祉	部	長	安	田		貢
社	会	福	祉	課	長	谷	地	雄	樹
子	育	て	支	援	課	作	田	哲	也
介	護	福	祉	課	長	岡		康	裕
ふ	れ	あ	い	セ	ン	タ	ー	所	長
子	ど	も	通	園	セ	ン	タ	ー	所
経	済		部		長	佐	藤	哲	朗
経	済	部	審	議	監	東	海	林	孝
兼	開	発	推	進	課	野	田		勉
商	工	労	働	観	光	島	山	秀	樹
商	工	労	働	観	光	奥	山	雅	喜
農	政		課		長	櫻	田	哲	也
建	設		部		長	上	山	哲	広
土	木		課		長	齐	藤	隆	史
土	木	課	副	審	議	金	泉	敏	博
土	木	課	副	審	議	岩	崎	賢	一
土	木	課	副	審	議	馬	場	修	二
建	築	住	宅	課	長	中	本	和	幸
病	院	事	務	局	長	中	山	智	宏
兼	附	属	看	護	専	門	学	校	事
病	院	事	務	局	次	長	朝	日	紀
兼	医	師	診	療	支	援	室	副	審
兼	附	属	看	護	専	門	学	校	副
経	営	企	画	課	長	為	国	泰	朗
経	営	企	画	課	副	審	議		
管	理		課		長	堀	下	直	樹
管	理	課	技	術	長	阿	部	雅	和
管	理	課	副	審	議	倉	島	久	德
医	事		課		長	大	内	文	雄
					長	和	田	忠	成
					長	川	端	祥	子

地域医療連携課長 兼訪問看護ステーション副審議監	大坂衣里
教育研修センター副センター長	森田康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長 兼学校給食センター所長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏
学務課長	早川浩司
学校再編課長	玉川晴久
学校再編課副審議監	篠崎強
社会教育課長	谷口昭博
スポーツ振興課長	江末孝之
公民館長 兼図書館長	山形讓

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
選挙管理委員会事務局次長	岩間賢一郎

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	野田勉
農業委員会事務局次長	上山哲広

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	為国修一
事務局次長	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開会 午後 1時39分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には武田真委員、同副委員長には高田浩子委員を指名します。

休憩 午後 1時40分

〔委員長 武田 真君 着席〕

再開 午後 1時41分

◎開議宣告

○委員長 武田 真君 直ちに議事に入ります。

○委員長 武田 真君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定について、議案第6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算の5件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入、歳出、事業会計の収入、支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市まちなか交流施設条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

タブレットは11ページを御覧ください。16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、17ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費についてであります。地方創生臨時交付金事業について、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業についてであります。その中の住民税非課税世帯特別給付金、そして住民税均等割のみ課税世帯特別給付金について、議場で説明はありましたけれども、詳細についてまず伺いたいと思います。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 それでは、住民税非課税世帯特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯特別給付金についてご説明さしあげたいと思います。

住民税非課税世帯特別給付金は、先ほどの提案説明のとおり対象世帯1世帯当たり10万円を支給するものでありますが、対象世帯数を250世帯と試算し、2,500万円を計上しているところでございます。次に、住民税均等割のみ課税世帯特別給付金ですが、こちらも同様に対象世帯1世帯当たり10万円を支給するものでありますが、対象世帯数を130世帯として試算し、1,300万円を計上しているところでございます。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員　そういうことで、対象世帯というところで分かりました。

そして次に、定額減税補足給付金についても議場で説明はありましたけれども、少し分かりづらかったので、説明をお願いいたします。

○委員長　武田　真君　社会福祉課長。

○社会福祉課長　谷地雄樹君　定額減税補足給付金についてご説明さしあげたいと思います。

先ほどの提案説明のとおり、定額減税の対象である納税者に対し、納税者本人と扶養親族の数から算定される減税額が定額減税を行う前の所得税額及び住民税額を上回る場合には差額相当分を補足給付として支給するものです。調整給付の対象者が3,000人、調整給付対象者1人当たりの扶養親族を含んだ補足給付額を4万円と試算し、1億2,000万円を計上しているところでございます。

○委員長　武田　真君　他にご発言ありませんか。

　　小黒委員。

○小黒　弘委員　高田委員と同じところではあるのですが、住民税非課税世帯あるいは均等割のみの世帯数は分かりましたけれども、もう既に去年の時点でこれが確定している人たちもいると思うのですが、その関係で今回250世帯、あるいは130世帯、その判断をする基準、材料というか、そこはどこで250世帯、130世帯が生まれたのかというところを教えてください。

○委員長　武田　真君　社会福祉課長。

○社会福祉課長　谷地雄樹君　今回の対象者の人数等についてですが、まず令和6年度に住民税が非課税になった世帯もしくは住民税が均等割のみ課税対象になった世帯から令和5年度に既に給付金を受け取っている世帯等を除いた世帯数になっております。

○委員長　武田　真君　小黒委員。

○小黒　弘委員　その下の定額減税の関係も同じなのですが、まだ住民税なり所得税は確定していないと思うのです、今の時点で。そのところを聞きたいのですが、確定していない中でどうやって世帯数が出てくるものなのかということなのですが、

○委員長　武田　真君　社会福祉課長。

○社会福祉課長　谷地雄樹君　調整給付の対象者の数の算定の方法なのですが、基本的に令和6年度の住民税については対象者ですとか税額ですとかはもう確定しております。一方で令和6年所得税については、今の時点では委員さんがおっしゃられるようにまだ確定していない段階です。ですので、国では令和5年の所得税の額を用いて仮に算定をするようになっておりますので、そういった形で対象者を計算しているところでございます。

○委員長　武田　真君　小黒委員。

○小黒　弘委員　つまり確定した段階で対象ではない場合も起こり得る、また対象になる

方もいらっしゃるかもしれないという予算組みなのですね。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 委員さんがおっしゃられますように、今の時点であくまでも試算の形になります。実際に運用が始まってからのお話なのですけれども、令和6年度所得税が確定するのが来年の1月1日ですので、それ以降の段階で令和5年の試算した所得税の額に変動があった場合は、その都度調整をする予定になっております。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 今まとめて言ってしまったからあれなのですけれども、定額減税の場合にそういうことだと思うのです。でも、今聞きたいところは非課税世帯あるいは均等割課税世帯の10万円の関係でも、まだ確定はしていない段階で今予算組みをしているのですよね。まずそこを確認させてください。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 委員さんがおっしゃられますように、10万円の給付金につきましては令和6年度住民税非課税か、もしくは均等割のみ課税になった方が対象になっております。令和6年度の住民税につきましては現在の段階で確定はしております。令和6年所得税はまだ確定はしていないのですけれども、令和6年度住民税は確定しておりますので、そちらに基づいて支給を行う形になっております。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 非課税世帯が新たに250世帯、均等割が130世帯ということになるのですけれども、多いなと実は思っていて、去年も10万円もらっている世帯もあるわけで、つまりこれだけ少し住民税が下がってしまった方々が多かったということでもいいのですね。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 委員さんがおっしゃられますのは想定よりも住民税が下がった方が多かったというお話だと思うのですけれども、そこはお話をされたように例えば前の年よりも収入が下がったですとか、あとは逆に扶養親族が増えて控除額が増えたですとか、いろいろなケースが想定されますので、一概にこういったものが原因だというのはご説明しづらいのですけれども、そういったものが積み上がってこういった数字になっているところがございます。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 では、今度は定額減税の補足給付金の件なのですけれども、これは大きくて1億2,000万円を予算化されていて、たしか提案説明では3,000人分とおっしゃっていたと思うのですけれども、3,000人は世帯主や扶養親族も含まれての人数だと思うのですけれども、世帯主、税金を払う本人の数は大体分かるのですか。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 今回計上させていただいた3,000人というのはあくまでも納税義務者の人数でして、扶養の親族の人数まではその3,000人には入っておりません。一方で4万円という数字は、納税義務者1人4万円定額減税されるのですけれども、扶養親族の分も含めてお一人あたりおおむね4万円定額減税されるという想定で積算をしているところです。

○委員長 武田 真君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 補足でご説明申し上げますけれども、今回補足額給付の算定に当たりましては、国は令和6年分の所得税はこの後の確定ということで先ほど来説明しておりますので、市の積算としましてはそれぞれ前年の住民税及び所得税の試算をした中で恐らく3,000人相当の方が、3,000人の中にはもちろん扶養の額も含めた中で所得税、住民税を積算、試算して、令和6年度住民税は出ていますけれども、令和6年分所得税は出ていませんから、そこは前年のものを使って、その結果3,000人相当の方が対象になるであろう、平均額としては4万円と見込まれるであろうというところで今回予算を提案させていただいた次第でございます。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 この制度自体は本人と、それから扶養親族も4万円分を減税されるということですよ。つまり今は引き切れない分を給付するということなわけだから、扶養親族の分というのはどこで予算化されるのですか。

○委員長 武田 真君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 所得税の試算に当たりまして、前年分の所得税の言わば試算から、この方であればご本人プラス1人の扶養が所得税で令和5年分あったという試算をして、その全体的な計算の結果、引き切れないと見込まれる方、所得税であれば3万円を引き切れないと見込まれる方、住民税であれば1万円が引き切れないと見込まれる方を合わせて3,000人と見込んでいるところでございます。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 先ほど私は納税するその本人は大体何人ぐらいいるのですかと、3,000人は扶養家族も全部含めての数だと思ったものですから、それにすれば多いなというのをまず思ったのです。課長は多分そう答えたと思うのです。つまり世帯主と言ったらいいか、私が税金を払う人なら私の数が3,000人なものなのか、扶養親族も含めた、今の部長のお話は扶養親族も含めていて3,000人なのか、少しそこを整理していただきたいのですけれども。

○委員長 武田 真君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○委員長 武田 真君 休憩していた委員会を再開します。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 もう一度ご説明させていただきますと、例えば令和5年度の実績であります、住民税の納税義務者は均等割を含めて約6,000人です。所得割を納めておられる方はおよそ5,600人ということで、そういう5,000人ないしは6,000人という中で今回調整給付が補足給付として該当になる方は約3,000人いらっしゃるであろうと。ですから、3,000人の中にはそれぞれの扶養されているご家族をカウントした中で3万円掛ける本人プラス扶養、1万円掛ける本人プラス扶養が引き切れないという方が3,000人いらっしゃるという見立てでございます。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 これは、手続上は申請をしなければならない。この手続の流れを教えてください。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 手続の流れについてですが、まず予算の議決をいただいた後、市から対象になる方に対して確認書をお送りします。そちらの確認書に必要事項を記載していただいて返送していただき、返送が来た方から順番に取りまとめをして給付をしていく形になっております。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 期限はいつ頃になるのですか。

○委員長 武田 真君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 谷地雄樹君 国から示されている基準では11月29日までに給付をするようになっておりますので、そちらのスケジュールに沿って進めていきたいと考えております。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 それで、こちらも先ほどと同じで推計だと思うのです。令和5年度の実績でもって計算していくのですよね、6年度。ただ、6年度では確定がまだできていないと思うので、そのときにぴったりだったらいいのですけれども、多い場合もあるし少ない場合もあると思うのです。そのときにどこで調整をして、最終的な確定はいつになるのか、ここを教えてください。

○委員長 武田 真君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 補足給付の最終的な確定につきましては、所得税が令和6年分のもは1月1日の扶養状況等によりますので、実際には年末調整の方なら来年の1月末でしょうし、確定申告の方であれば3月15日以降でなければなかなか所得税は確定してこないということになるかと思います。その際に当面支給する補足給付で結果的に本来の受ける減税額よりも多く補足給付を受け取った方については精算を伴わないと、つまり多くもらった形で終了されるということで国から示されております。ただし、不足さ

れる方については来年の3月15日の確定申告データ以降でなければ事務が、まだ国からもどういった形で、ご本人の申請に基づくものになるのか、それとも自治体でいろいろなデータを使っての中での算定になるのか、これはこの後国から示されてまいりますので、現時点ではそういったことで精算に伴いもらい過ぎた方の精算はございません。これは確定していますが、不足分については来年3月以降どのような形での支給になるのか、これは国から示されるのを私たちも待っているところでございます。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 ここで言ってもしょうがないのですけれども、何でこんな面倒くさい、しかももし多くもらってしまったらそれは返さなくてよくて、少なかったらまた取られるという、取られるではない、引かれるのだよね。まあ、いいです。分かりました。とにかく大変な作業頑張ってくださいと言うしかありません。

終わります。

○委員長 武田 真君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、17ページ、児童福祉費について質問したいと思います。

こちら先ほどと同じなのですけれども、地方創生臨時交付金事業についてでありますけれども、その中の子育て世帯子ども加算特別給付金についてであります。先ほどから小黒委員もおっしゃっているように、市としての作業もとても大変、そして企業さんとしてもすごく大変で困ったという声をたくさん聞いております。それで、まず加算特別給付金の内訳について伺います。

○委員長 武田 真君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 子ども加算金につきましては、令和6年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への生活支援特別給付金の加算分として当該給付金の支給対象者と同一世帯員である18歳以下のお子さんがある世帯が対象となります。18歳以下のお子さん1人当たり5万円が支給されることになりまして、住民税の非課税世帯分としましてはお子さんの数47人分、33世帯となります。また、均等割課税世帯分として25人分、16世帯を見込んでいるところでございます。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 こちら先ほどの社会福祉総務費に関わった内容かと思えます。その中で先ほどは申請のお話がありましたけれども、こちらについては申請はどのようなようになっておりますか。

○委員長 武田 真君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 先ほどの給付金の説明と同様に同じタイミング、同じ封

筒の中に子育て加算分も該当となる方については確認書を入れさせていただいて、その確認内容を確認していただいて、間違いがなければ返送していただくという形で取り進めたいと考えております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 お話の中で先ほどと同じ社会福祉費の封筒の中に入れて申請を行うというお話は分かりました。

そして、その他の経費について振込手数料というお話があったかと思うのですが、金額については全てが振込手数料ということで理解してよかったですでしょうか。

○委員長 武田 真君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 手数料につきましては、全て振込手数料となっております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 そうですと、その他の経費というのは振込手数料のみの経費ということで再確認願いますが、よかったですね。

○委員長 武田 真君 子育て支援課長。

○子育て支援課長 作田哲也君 失礼いたしました。その他の経費の中には事務経費として消耗品費及び印刷製本費も計上させていただいております。

○委員長 武田 真君 他にご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、タブレットは12ページを御覧ください。18ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、19ページ、衛生費について、1項保健衛生費について伺いたいと思います。

2目予防費についてでありますけれども、感染症予防に要する経費の中の予防接種委託料というところで内訳をまず伺いたいと思います。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 予防接種委託料の内訳でございます。委託料につきましては、今年度接種対象者となっております国から示された定期接種の対象の高齢者等が主になりますけれども、この方たちが2,600人、また任意接種でインフルエンザと同様に子供の接種ということで、こちらはコロナの実績等も踏まえて70人の予算を見ております。これらの市内医療機関での予防接種委託料としての予算となっているところでございます。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 お話の中に接種を市内の各病院というお話ですけれども、そうすると委

託料は市内の各病院に幾らずつ、または接種を受けて、何人受けたから幾らになるとか、そういう計算の仕方、委託料について伺います。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 委託料の支払い方法になると思いますけれども、実施医療機関に対してインフルエンザ同様に各医療機関の接種実績に応じて月ごとにまとめて医療機関からの請求をいただいております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 お話の中に月ごとというお話がありましたけれども、月締めになって次の月に支給になるのか、その辺について伺います。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 コロナのワクチン接種の接種期間になりますけれども、現在国から9月に予診票が出るということになっていまして、秋から開始ということで10月からを想定していまして、10月から1月の4か月間で今予定してございます。ですので、1か月ごとに月締めで請求いただいて翌月にお支払いするというのを考えております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 月締めで翌月お支払いというお話でしたけれども、医療機関の人は分かっているのかもしれませんが、支払いの日には決まっているのですか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 請求いただいてからのお支払いになりますので、翌月の中旬ぐらいが大体請求いただく時期となりますので、通常であれば市で定期払いとして25日、遅れた請求であれば翌月の10日払いになるかと思っております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 各医療機関でまず申請を行って、申請順に支給していくという流れですか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 医療機関の請求のお話かと思うのですが、申請順といいますか、月ごとに締めてお願いしている医療機関から請求がある時期にまとめて参りますので、来た順に整理をしつつ、確認をして、正しい状況で確認できましたらお支払いするという事で、順番といいますか、ほぼ一斉にお支払いする形になるかと思っております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 お話の中で人数に対してというお話でしたけれども、1人幾らで何人幾らとかというのはあるのですか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 そちらも予防接種費用全体に関わってくるお話になると思いますけれども、現時点で標準的なワクチンの接種費用として示されているのが1万5,300円になっています。それに対して市では今高齢者につきましては2,000円で接種できるということで助成するというをやっていますので、その差額を1件当たりお支払いすることになりますし、子供につきましては1,000円ですので、その差額をお支払いすることになりますけれども、ただワクチン自体がこれから薬事申請されて承認されてきてということで市場に出回る価格がこれから決まってくると思いますので、今時点で示されている金額でのお話になります。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 分かりました。

続いて、母子保健費についてでありますけれども、乳幼児健診に要する経費というところで先ほどお話がありましたけれども、まず詳細について伺います。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 乳幼児健診の詳細ということでございますけれども、現在は1歳児の健診につきましては医療機関で問診、診察、身体測定等を実施している、それを全て保護者の方が自己負担されているという状況で実施されているということになっておりますけれども、こちらにつきましてはこのたび北海道において全道の医療機関等と締結している協定の一つに1か月児健診が6月から加わるということになりますので、全道規模の施設体制が整いますので、保護者の経済的負担を軽減するという目的で健診費用を助成する、そのために事業開始後医療機関に支払うということになっております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほどのお話の中で北海道がというお話ですとか、協定というお話もちらっと話されたかと思うのですがけれども、ということになりますと全病院が参加しているわけではないという認識でよかったですか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 協定に参加している医療機関の詳細は今届いてはいいのですがけれども、基本的には子供の診療をしている医療機関は参加されているのかなとは思っております。ですので、数的には今は押さえてはおりません。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 というところで、大抵は参加されているのではないかという予測ですがけれども、例えば参加されていない病院があった場合はどのように対応していくのですか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 協定に参加されていないということになりますと、道内では恐らく参加されているという前提でおりますけれども、例えば道外に里帰りされてという場合は、これは北海道の協定ですので、道外の医療機関は協定には入っていない

ということなので、そちらの病院と砂川市が契約を結ぶという状況があれば契約してお支払いするということになるのですが、そういうことはあまりできない状況ですので、その場合はご本人さんが一度払っていただいたお金を償還払いするというので、そちらが次の補助金の経費ということになっております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 例えば道外で先に支払った場合に申請する場所はふれあいセンターなのですか、それとも福祉課なのでしょうか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 償還払いの申請ということであればふれあいセンターに申請いただくということになります。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 内容についてはふれあいセンターに直接聞いたら分かって、直接行って申請して振り込まれる等の形で進んでいくという感じでよかったですでしょうか。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 事業開始後であれば妊婦の方と面談等を行っておりますので、その中でご案内等ですとか受診票等必要な、あと当日に病院に提出する書類等をお渡ししますので、その時点ではお話は済んでいるということになります。ただ、それが道外の機関ということであれば領収証ですとか必要な書類をそろえてふれあいセンターに申請してくださいということでお話もすることにしております。

○委員長 武田 真君 他にご発言ありませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 私もワクチンなのですけれども、先ほど国はワクチンを1回打つのに1万5,300円ぐらいかかるのだと。でも、砂川市の場合は自己負担額2,000円がいいということになっているのですけれども、これは国からうちは2,000円がいいという、でも本当はもっと高くかかるべきものなはずなのだから、国からの補助というか、そういうのはどういう仕組みになっているのかお伺いします。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 国からの補助の仕組みということでございますけれども、今回標準的な接種費用で1万5,300円というのが示されています。ただ、当初は標準的な経費は7,000円だったのですけれども、それが改めて示されたときに1万5,300円ということで急激に上がったということもありますし、今までの無料から定期に変わったということもあって国が助成をするということで、最初国からお話がありました7,000円の自己負担をベースに差額の8,300円を1回当たり助成をしますということで、今のペースでいくと1万5,300円に対して8,300円の助成があるので、本人は7,000円で接種ができる状態にまづなっていると。それに対して市が独

自に助成をして2,000円で接種できるようにということを考えております。

○委員長 武田 真君 黒委員。

○黒 弘委員 歳入に入ってしまうからまずいかな。でも、今ここで聞きます。つまり安くした分は、そこはもう国からの補助はなく、全く市の財源として市民の負担を軽くするという考え方でいいのかどうか確認させてください。

○委員長 武田 真君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 佐藤哲朗君 歳入の単価にも関わりますけれども、歳入、補助金自体は1件8,300円ということで助成金がありますけれども、8,300円の助成があつて7,000円で接種できる体制には国はしている、もうそこで国の助成はおしまいなので、7,000円より先の市が独自でした5,000円減額分については市がそのまま負担ということで助成の対象にはなっていないということになります。

○委員長 武田 真君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、タブレットは13ページを御覧ください。20ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、タブレットは14ページを御覧ください。22ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、23ページ、道路橋梁費についてであります。除雪ドーザ購入費についてでありますけれども、先ほど議場では説明がありましたけれども、まず詳細について伺います。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今回の除雪ドーザの購入費についてでございますが、まず今回の除雪ドーザを購入した経過についてご説明いたしますと、市の除雪については、ご存じかと思えますけれども、かき分け除雪という形で雪を置いていく形の除雪になっております。今使用しております除雪トラックは、実は平成15年に購入されたトラックでありまして、これについてはトラックの前に除雪プラウという装置をつけて走るのですが、片側にしか寄せることができない、一方方向である程度角度も調整できない形で走行して除雪、かき分けをしていくという形になります。これにつきましては、除雪トラックは当時なのでありますが、高速で除雪ができるというのが最大のメリットでありましたけれども、近年片側に寄せていくとどうしても、例えば向かい側に空き地があるのに自分の家のほうばかりに置いていくということもございまして、最近としてはドーザという機械にマルチプラウという機械をつけて微妙に角度を変えながら走るのが主流になってきております。ということもありまして、除雪トラックにつきましては最近でいくと平成26年まで除雪ト

トラックとして使っておりましたが、そういう市民の方の高齢化だとかのニーズから、実は除雪トラックについては除雪機というよりもトラックとして利用しております。ただ、このトラックなのですけれども、さすがに20年もたつと部品等が手に入らなくなってくるということもありまして、またトラック自体が容量が通常の運搬で走っているトラックよりも小さい容量であるということが効率性が悪いということから、今回除雪トラックから除雪ドーザに対して国に補助金の関係を要望したら採択されることになりました。そういうこともありまして、今回予算計上させていただく形になっております。

また、この予算計上に対して当初に上げればよろしいのですけれども、社会資本交付金を使っておるのですけれども、除雪機械購入に対する要望を上げてはなかなかつかないということもありまして当初では上げさせていただいていないのですが、今回改めて購入してよろしいという形で交付金がつきましたので、今回補正予算として上げさせていただいているところでございます。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 要望しているというお話もありました。その要望については何年間ぐらい要望していて今回該当になったのでしょうか。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 今回は珍しいと言ったらあれなのですけれども、実は今年には要望して1発目です。ご記憶にあるか分かりませんが、この前に買いましたロータリー車、それにつきましても実は3回ほどチャレンジしてつかなかったという状況があります。そういうこともありまして、前回は令和3年度に購入したのですけれども、それは令和元年度から毎年要求してついたら。これは私どもだけではなく、ほかの市町村でもそのような状況になっている中で今回は除雪ドーザに対して上げたところ1回目です。そういうこともありまして、早速今回補正予算として上げさせていただいているところです。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 それでは、今のお話によりますとトラックの前につけるタイプで後半についてはトラックとして使用していたため、特に申請はしなかったという認識でよかったのでしょうか。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 申請というよりも、やはり購入していた以上使わなければならないというのがありますので、それについては通常の排雪時だとか交差点の関係で排雪のところで使っていたのですけれども、今回認めていただいたということもありましてドーザに替えるという形で、トラックとして今利用していた部分については一般の民間のトラックでも対応できると判断しておりますので、今回補正を上げさせていただいた経過です。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 同じようなトラックタイプの除雪機というのは、もうこれ1台だけなの
でしょうか。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 私どもで所有しているトラックとしてはこの1台でございます。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほど平成15年ということでお話がありましたけれども、15年より
も前に購入していたものはもうないという認識でよかったですか。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 それ以前のものについてはございません。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 それで、今回は新しくドーザを購入するわけですけれども、トラックに
ついては処分という形でよかったですのでしょうか。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 トラックについては下取りという形で処分させていただきます。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 下取りというのはお金がもらえるものなののでしょうか、それとも市から
お金を払うものなののでしょうか。

○委員長 武田 真君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 これにつきましては入札の際に下取りも込みで入札させていた
だきたいと思っております。下取りとして入札で込みで出すことによって、1つの利点と
しては機種ごとの交換どきに結局新しい機種に交換するまではそのトラックを使うことが可能
だということもありますので、入札の際にはその中で下取りも込めて入札させていただき
たいと考えております。

○委員長 武田 真君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。タブレットは7ページから10ページを御覧ください。8ペ
ージから14ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入支出一括して質疑ありませんか。

沢田委員。

○沢田広志委員 それでは、質疑させていただきたいと思います。

今回は医療機械器具等の購入ということで、配付されております議案書の中にも説明を含めて載っております。これも含めながら若干聞かせていただきたいと思います。これを読んでみますと、4月からでしたか、今年度から消化器内科を当病院も標榜しているということで、それに合わせて消化器内科のお医者さんが来られているということのかなと私は理解させていただいていますが、そこでビデオスコープの関係が載っていますので、上部消化管と大腸関係。消化器内科のお医者さんが着任されたことによって、消化器内科専用で使いますと。なのですけれども、そもそも従前このような形のものはあったかと思うのですが、今回のこれは丸々真新しいものというか、全然違うものになっていくのかどうか、これをもう少し説明をもらえればありがたいと思います。

○委員長 武田 真君 経営企画課長。

○経営企画課長 堀下直樹君 今回入れる機械につきましては、そもそもが全く違うものではなくて、消化器内科用で16本現在保有しております。今回補正に上げさせていただいた5本を合わせまして21本、これが消化器内科のビデオスコープになります。ただ、現在の消化器内科のスコープについては結構古いものなので、画像が少し暗いとか、新しいものよりは性能が若干落ちるということで、今回購入するものについては詳細な画面

になるのと、あと拡大化が今まで100倍だったとしたら125倍になったりとか、あとスコープの曲がる角度、これがもっと曲がるだとか、そういう最新のものを今回予算計上させていただいているところでございます。

○委員長 武田 真君 沢田委員。

○沢田広志委員 現在も、16本従前のものがあって、それよりもさらに性能がいいのが今回購入するものであるということなのですからけれども、それについては分かりました。

それで、数量の関係を含めて、というのは恐らくそれぞれ性能が違うのかなと思って私は理解しようと思っているのですが、医療機械器具等購入費の説明の中の上から2つ目、上部消化管汎用ビデオスコープが2つ、すみません、英語で書いているものですから言い方が分からないので、あれですけれども、その下に上部消化管汎用ビデオスコープが2つありますよね。同じように上部消化管なのですからけれども、2種類あるのだなと思っているのですけれども、これは性能的なものを含めたり、違いは何かあるのでしょうか。

○委員長 武田 真君 経営企画課長。

○経営企画課長 堀下直樹君 まず、上から2番目の上部消化管汎用ビデオスコープなのですからけれども、こちらはメインでは検査用に使います。この中の1種類については少し細くて、ふだんであれば狭窄部位、そこもぐっと通っていけて検査ができるものになっているものと、もう一種類が、これが先ほど言った高画質で少し大きく、倍率が高くなっているものなので、これは検査で使うものになります。下の、これはイーヴィスルセラと言うのですけれども、こちらのビデオスコープにつきましては高画質で病変範囲を正確に診断しまして、早期がんの内視鏡治療、主に粘膜下層剥離術に対して使うものになっております。これは2種類、それが角度が違うだとか、そういったことで2種類、イーヴィスのほうのビデオスコープは使います。

○委員長 武田 真君 沢田委員。

○沢田広志委員 性能も含めて、検査だとかも含めて医療にとっては大変必要な部分のかなということは理解させていただきたい。

それで、今まで従前どおりあったものと、今回新しく購入するわけなのですが、特にこれを読んでみますと消化器内科医師着任により必要ということで、基本的に今回購入される部分については、先ほど言ったように消化器内科として標榜もしていますし、消化器内科の専門の先生も来ていますから、その先生方が主に、従前のももあるけれども、新しく購入するほうは主にその先生方が使って検査したり、診断したりといったことにつながっていくのかどうか、それを聞かせていただきたいと思います。

○委員長 武田 真君 経営企画課長。

○経営企画課長 堀下直樹君 今回入れる機械については、今回着任された3名の医師がいるのですけれども、もともと大学病院で検査や治療に使っていたものを今回当院で購入させていただくこととなりますので、特に問題なく使用することになります。

○委員長 武田 真君 沢田委員。

○沢田広志委員 恐らく今まで大学にいらっしゃった先生なので、そちらで使っていて、使い慣れた部分でいくとこういう形なのかなというのは何となく推測しながらいたのですが、そういった形ということで分かりました。

これは最後の質疑になるかと思うのですけれども、基本的には砂川の場合はお医者さんが例えば大腸内視鏡検査も含めてやられて、要するに検査等をしておりますけれども、今回着任された消化器内科の先生方も直接こういう医療機械を使って検査をしたり、場合によったら診断をしていくということになっていくのかどうか。というのは、ある病院においては場合によったらその専門の技術者がやられている部分があって、たまたま私が知っているところは女性の方が技術者でいたので、待合室で待っていると女性の方が結構検査に来ているなど思ったのは、場合によっては女性の方がやっているのだなど思ったものですから、基本的に砂川は従前先生方がやっているとは思いますが、これからも引き続き今までのやり方も含めて変わっていかないでいくと、今回の新しく購入したことを通しても変わっていかないのかどうか、それを聞かせていただきたいと思います。

○委員長 武田 真君 医事課長。

○医事課長 川端祥子君 これからも消化器内科の先生が当院では行う予定になっておりますので、特別な技術者という概念はないと思います。

○委員長 武田 真君 他にご発言ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、私も同じところで質問したいと思います。

ただいま沢田委員の質問の答弁の中で粘膜下層剥離術というお話があったかと思うのですけれども、これについてはどのようなものなのか、また近隣で行っている医療機関はあるのでしょうか。

○委員長 武田 真君 経営企画課長。

○経営企画課長 堀下直樹君 粘膜下層剥離術と、あと近隣の医療機関でどうでしょうかということなのですが、粘膜下層剥離術については、早期がんの中でもさらに早期の病変に対しまして内視鏡で消化器の内腔、要は空洞です、そこから粘膜下層までを剥離しまして病変を一括切除するという治療法になります。近隣の医療機関については、多くは扱っておりませんので、これまで札幌や旭川で治療を受けていた患者さんも当院で治療を受けていただけることになります。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 近隣ではやっていないということで、そして早期がんに有効だということが分かりました。

それで、これらたくさんさんの機械を更新したり、高画質になったりするというお話でしたけれども、こういった機械を購入することによって患者さんのメリットについてはどのよ

うなものになりますか。

○委員長 武田 真君 経営企画課長。

○経営企画課長 堀下直樹君 今回新たに機種を更新または購入することで得られる患者さんのメリットということなのですけれども、先ほど申しあげましたように通過困難な狭窄症例だとか、そういうところの検査、あと早期の消化器がんの発見、診断、治療、それをする上で必要な機器であります。先ほども申しあげましたとおり高画質、高倍率化などによって治療の質の向上が図られる、それとともに札幌や旭川に通院されている患者さんが当院で治療が可能となることで患者さんの通院負担が軽減されるものと思っております。

○委員長 武田 真君 高田委員。

○高田浩子委員 今回消化器内科の開設、そして3名の内科医の着任、そして数々の機器の更新なりを行うわけですけれども、やはり患者さんにとっても砂川市立病院はこういうところに力を入れているのだとか、今まではほかのところ、先ほどおっしゃっていたように札幌や旭川に行かれていた方が砂川に行くためには知る必要があるかと思うのですけれども、そういった周知についてはどのように考えていますか。

○委員長 武田 真君 経営企画課長。

○経営企画課長 堀下直樹君 今ホームページに消化器内科の開設ということで掲載させていただいております。また、これから各科、消化器内科に限らず、診療科の案内を新たに作り直しまして、これからホームページにアップする予定になっています。あと、近隣の医療機関にも医師向けというのでしょうか、そちらのパンフレットを今作成中でございますので、そちらにきちんと消化器内科だとか、あと循環器内科だとか、当院の得意とする部分についてのご案内を差し上げて、患者さんによりよく、多く来ていただくためにこれからいろいろと手を打っていきたいと考えております。

○委員長 武田 真君 小黒委員。

○小黒 弘委員 2人の質疑で大体分かってきて、患者さんにもメリットがあるということで、4,000万円、大きいのですけれども、買うことを認めようとは思うのですけれども、ここで伺いたいのが今までもいい先生が来た、この先生はすごい、新聞などにもどんと出て、同じように何億円もする医療機器を買ったりしてきたのです。だけれども、やはりいなくなってしまうのです。まさか今回もそういうことはないのだろうなということなのですけれども、まずそこをお伺いします。

○委員長 武田 真君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今回4月から消化器内科の先生が3人着任して、それに合わせて今回医療機器も再整備をします。途中でいなくなるのかというご心配のご質問かと思いますが、そもそも中空知地域には消化器内科医というのが当院だけではなくてこの地域全体として少ない地域ということになっています。そこを knowing、大学もそれならば消化器内科医を派遣しましょうということなので今回3人着任していただいておりますので、

この先10年、20年たつと人口が減っていくというのはあるのですけれども、そういう必要性があって大学からの派遣がありますので、人事で人が替わる可能性はありますけれども、基本しばらくはこのままいくだろうと思ってございます。

○委員長 武田 真君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 武田 真君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、議案第6号、議案第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 2時47分

委 員 長